

標題

閉囲区域への立ち入りのための可搬式ガス検知器について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1074
発行日 2016年6月30日

各位

ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-1024 にてお知らせしましたとおり、2014年11月に開催されたIMO第94回海上安全委員会(MSC94)において、決議MSC.380(94)が採択され、閉囲区域への立ち入りのための可搬式ガス検知器に関する要件がSOLAS条約XI-1章第7規則に追加されました。

本決議により定められた要件につきましては、次の通りとなりますのでお知らせ致します。

1. 適用対象船舶

国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶(鋼製はしけ及び潜水船を除く。)に適用となります。

2. 可搬式ガス検知器の要件について

- (1) 2016年7月1日以降、対象船舶においては、閉囲区域への立ち入りのための可搬式ガス検知器が船上に備えられていること。
- (2) 当該可搬式ガス検知器は、閉囲区域へ立ち入る前に、少なくとも酸素・可燃性ガス又は蒸気・硫化水素・一酸化炭素の濃度が計測できること。
- (3) 当該可搬式ガス検知器の校正のための適切な手段が備えられていること。
- (4) 日本籍船に2016年7月1日以降に搭載される可搬式ガス検知器については、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものとする。ただし、2016年7月1日前に建造契約の行われる又は建造開始段階にある船舶であって、同日以降の引渡し日までに搭載される可搬式ガス検知器にあつてはこの限りでない。
 - (i) 船舶安全法第6条第3項(予備検査)又は第6条の4第1項(型式承認)の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
 - (ii) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの

3. 確認検査について

弊会検査員が2016年7月1日以降最初の貨物船安全構造証書(Cargo Ship Safety Construction Certificate)検査時に同要件への適合を確認致します。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

4. 参考

- (1) 可搬式ガス検知器の必要台数については、SOLAS 条約上明確に規定されておりません。各船について船主殿及び管理会社殿が設置台数の検討を行い、閉囲区域の数や当該区域での作業に従事する船員の人数等に応じた台数(いかなる場合でも少なくとも1台)を備える必要があります。なお、他規則の要求によって備えられている可搬式ガス検知器との兼用は認められます。
上記 2.(4)を除き、可搬式ガス検知器の承認を要求する規定はございません。
- (2) MSC.1/Circ.1477 (Guidelines to facilitate selection for portable atmosphere testing instruments for enclosed spaces as required by SOLAS Regulation XI-1/7)は非強制的な IMO ガイドラインであり、規定内容は推奨要件となります。
一方、主管庁が本サーキュラーを強制とする場合においては、その指示内容に従う必要がありますので、その旨指示がありましたら順次お知らせ致します。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[可搬式ガス検知器の検査に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 検査部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2027

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

[可搬式ガス検知器の技術要件に関するお問い合わせ]

本部 管理センター別館 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp